正八位
小田　昭夫　可児　一郎
早川　由一　久安　淳雄
正六位に叙する（各通）
歌代　悌　小泉　泰人
従六位に叙する（各通）
宇山　忠孝
正七位に叙する（各通）
有馬　純知
従七位に叙する（各通）（以上五月二十八日）
（岡山大学名誉教授）
正四位に叙する
（広島大学名誉教授）
従四位に叙する（各通）
市川　忠男
従五位に叙する（各通）
百合田基之
正六位に叙する
春日　尚治
従六位に叙する（各通）（以上五月二十九日）
栗山　秀實
正五位に叙する
猪股太右ヱ門
正六位に叙する（各通）
小関　克己
従六位に叙する
大江　望
従七位に叙する（各通）（以上五月三十日）
吉田　昭
従四位に叙する（五月三十一日）
丸谷　金保
従四位に叙する（六月三日）

○叙勲

（糸魚川市議会議員）
旭日双光章を授ける
上村　辰也
後藤　基次
旭日単光章を授ける（各通）（以上五月二十六日）
久保　満徳
廣田進久郎
旭日単光章を授ける（各通）（以上五月二十六日）
海士部　誠
旭日双光章を授ける
柳沢　博
旭日単光章を授ける（以上五月二十七日）
清水　彰　高垣　公平
旭日単光章を授ける（各通）（五月二十九日）
梅川　宗治　宮澤　誠
瑞宝双光章を授ける（各通）
岡崎　茂雄　加藤　金三
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二十六日）
柏田　繁　高橋　元治
田中　幸一　谷内　寅雄
伊藤　秀之　内町　敏庸　岡田　悦子
杉本　昭一　鈴木　哲　鈴木　昇
渡邊　義明
瑞宝双光章を授ける（各通）
城戸　昭三　門間　弘三
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二十七日）
梶原　憲次　小宮山義雄
瑞宝小綬章を授ける（各通）
小泉　泰人　小島　俊男　久安　淳雄
山本　毅　横濱　隆夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
有馬　純知
瑞宝単光章を授ける（以上五月二十八日）
（岡山大学名誉教授）　佐伯　清美
瑞宝中綬章を授ける
市川　忠男
横山　隆
（広島大学名誉教授）
瑞宝小綬章を授ける（各通）
鈴木　肇　百合田基之
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上五月二十九日）
猪股太右ヱ門　清水美智男
瑞宝双光章を授ける（各通）
大江　望　小関　克己　中澤　盛男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月三十日）
吉田　昭
瑞宝小綬章を授ける（五月三十一日）

皇室事項

御祝電

天皇皇后両陛下は、ルクセンブルク国大公同妃両殿下の大公孫御誕生につき、六月三十日同国大公同妃両殿下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、七月一日カナダ国の国祭日につき、六月三十日同国総督閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号に基づく指定保安検査機関を次のとおり指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十六年七月二日

関東東北産業保安監督部長　沖嶌　弘芳

一　名称　株式会社石油ガス工事
二　住所　宮城県仙台市青葉区錦町一丁目四番五号　錦町チサンマンション五百二号
三　保安検査を行う事業所の名称及び所在地　株式会社石油ガス工事白石工場　宮城県白石市福岡長袋字箱堰二番地一
四　指定の区分　液化石油ガス保安規則第七十八条第四項で規定する特定施設の保安検査　一般高圧ガス保安規則第八十条第四項で規定する特定施設（一般高圧ガス保安規則第二条第一項第二号に規定するアンモニア以外の毒性ガス、第三号に規定する特殊高圧ガスに係る特定施設を除く）の保安検査
五　指定する地域　青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
六　指定年月日　平成二十六年六月二十四日

国家試験

平成26年度旅行業務取扱管理者試験の公示

旅行業法（昭和27年法律第239号）第11条の3第1項の規定による試験を次のとおり行う。

平成26年7月2日

観光庁長官　久保　成人

1．試験の種類　総合旅行業務取扱管理者試験
2．試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県及び沖縄県
3．試験日　平成26年10月12日（日）
4．試験科目　試験は、次に掲げる科目について、筆記方式により行う。
(1)　旅行業法及びこれに基づく命令
(2)　旅行業約款、運送約款及び宿泊約款
(3)　「国内旅行実務」
ア．本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金
イ．本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務
(4)　「海外旅行実務」
ア．本邦外の運送機関の利用料金その他の本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金
イ．旅券の申請手続、通関手続、検疫手続、為替管理その他の本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に必要な法令
ウ．本邦及び主要国における出入国に必要な手続に関する実務
エ．主要国の観光
オ．本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に必要な語学
カ．本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務
5．受験手続
(1)　受験願書受付期間及び受付時間　受験願書提出先へ持参する場合の受付期間は、平成26年8月4日（月）から平成26年8月8日（金）までとし、受付時間は10時から16時までとする（正午から13時の間を除く）。
なお、受験願書提出先へ郵送する場合は、平成26年7月2日（水）から平成26年8月8日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。
(2)　受験願書提出先　一般社団法人日本旅行業協会（東京都千代田区霞が関3丁目3番3号全日通霞が関ビル3階）（郵便番号100―0013）
(3)　受験手数料
ア．試験を受けようとする者は、受験願書を提出する際に受験手数料6,500円を郵便局からの払込み又は銀行振込みにより一般社団法人日本旅行業協会宛納付すること。
なお、受験手数料を払込み又は振込みした際に発給される受験手数料の納付を証明する書類を受験願書に添付すること。
イ．受験手数料を受領した後は、いかなる場合でも返還しない。
(4)　受験票の送付　受験願書が完備し、かつ、受験手数料を納付した者に対し、受験票を送付する。
6．試験の免除
(1)　平成25年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者
ア．平成25年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者は、4に掲げる試験科目のうち、(4)の科目について試験の免除を受けることができる。
イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成25年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。